

視点・論点

3月定例会

3月定例会において、各常任委員会及び特別委員会で議論となったものを各委員長がまとめたものです。

総務委員会

総務委員会に付託された議案は、補正予算案件二件、人事案件一件、条例改正案件六件、条例制定案件一件の計八件でした。専決処分の場合の補正予算(第六号)は子育て支援のための拠点施設整備事業費県補助金で放課後児童クラブ整備に必要でかつ緊急であるとの説明を受け、全員賛成しました。表彰条例の一部を改正する条例の制定については、市民の活動がよりきめ細かな評価を受けることで市民の多様な活動がより活発化されるなどの意見が出され全員が賛成しました。外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定については、昨今の国際情勢が大きく変動し諸外国に対して日本が行う国際貢献や人の支援のあり方、また上部組織からの要請や自主的に参加する場合もふえる可能性も考慮し、将来的に職員が活動しやすくなる条例なので全員が可決しました。

文教委員会

付託を受けた議案は、春日市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定など四議案で、審査の結果いずれも、全員賛成で可決されました。



緑のリサイクル事業が提案された

市民生活に直接関係する「廃棄物の処理及び清掃に関する一部を改正する条例」は、せん定枝葉を指定結束バンド・指定袋に収納して搬出するように定めるもので、緑のリサイクル事業として提案されたものです。

議論になった議案は、文化振興マスタープラン審議会条例の制定です。委員に欠員が生じた場合の取り扱いが不明だったため、これを明記するよう要望しました。執行部より「春日市付属機関の市民参加の推進に関する指針第四条」に「付属機関の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の選任を盛り込むことで充足したい」との申し出があり全員が了承しました。

厚生委員会

議案十件、補正予算議案三件の

審査を慎重に行い全議案を可決。

「春日市老人福祉センター設置条例の制定について」はナギの木苑の使用料を、六十歳以上、障害者、小学生は無料から百円、それ以外の春日市民は百円から二百円となるなど改定される内容である。

「平成十四年度春日市国民健康保険事業特別会計予算について」は対象世帯数を一万五千余、総額を六十九億七千七百九十四万八千円とし、健康家庭記念品の贈呈を半年間無受診世帯をやめ一年間無受診世帯のみと改定されている。

「平成十四年度春日市老人保健医療事業特別会計予算について」は、平均対象者を七千四百三人、総額を六十九億八千八百二十七万四千円とし、健康老人記念品の贈呈を半年及び二年間無受診者をやめ、一年間無受診者とし、五年間無受診者には表彰状の贈呈もなされるように改定されている。

建設委員会

今期定例会で当委員会が付託を受けたのは、平成十三年度の補正予算二件、平成十四年度の特別会計予算四件、その他四件の、計十議案でした。

補正予算二議案については、八日に委員会での採決を行い全員賛成で可決し、本会議でも全員賛成の同意を得ましたが、「都市開発資金事業特別会計」については楼

苑ビルの買収で入居者の移転が完了していないので繰越明許はやむを得ないものの一日も早い事業完了を要望しました。

先決を行った二議案を除く八議案についても全員賛成で可決しました。特に議論されたのは、「駐車場事業特別会計」と「市道内の民有地の問題」でした。駐車場運営の問題については、委員会として十分時間をかけて今後議論することを確認しました。また市道内の民有地の存在についての徹底した調査を要求しました。

予算審査特別委員会

付託された議案は、平成十四年度一般会計予算の一議案でした。審査の過程では、歳入については、地方財政計画に基づく措置の春日市での影響についてと、税の収入率の捉え方が適切かどうかについて議論がされました。

歳出については、十六名の議員から四十一項目の事業について、その内容に対する質問や必要性に対する疑問とともに、実施に当たつてのより効果を上げるための意見が出されました。

議論が集中したのは、第十二小学校問題、緊急地域雇用創出地区別交付金事業などでした。また同和団体への補助金の削減を求める意見も出されました。採決の結果十七対二で可決されました。